農林水産物等の安定的な供給の機能及び国土の保全等の多面にわたる機能が発揮されることにより、農山漁村の活力の維持向上に寄与するとともに、国民経済の健全な発展と国民生活の安定向上に貢献するものである。

しかるに、我が国の農林漁業及び農山漁村は内外の様々な問題に直面しており、農林水産物価格の低迷等による所得の減少、高齢化や過疎化の進展等により、農山漁村の活力は著しく低下している。

我々は、一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す六次産業化の取組と、地域の農林水産物の利用を促進することによる国産の農林水産物の消費を拡大する地産地消等の取組が相まって、農林漁業者の所得の確保を通じて農林漁業の持続的かつ健全な発展を可能とするとともに、農山漁村の活力の再生、消費者の利益の増進、食料自給率の向上等に重要な役割を担うものと確信する。

同時に、これらの取組は、農山漁村に豊富に存在する土地、水その他の資源の有効な活用、地域における食品循環資源の再生利用、農林水産物の生産地と消費地との距離の縮減等を通じ、環境への負荷の低減に寄与することが大いに期待されるものである。

ここに、このような視点に立ち、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等に関する施策を講じて農山漁村における六次産業化を推進するとともに、国産の農林水産物の消費を拡大する地産地消等の促進に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定することとした。（前文関係）

2　目的

この法律は、農林漁業の振興を図る上で農林漁業経営の改善及び国産の農林水産物の消費の拡大が重要であることにかんがみ、農林水産物等及び農山漁村に存在する土地、水その他の資源を有効に活用した農林漁業者等による事業の多角化及び高度化、新たな事業の創出等に関する施策並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興、農山漁村その他の地域の活性化及び消費者の利益の増進を図るとともに、食料自給率の向上及び環境への負荷の少ない社会の構築に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

3　農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に関する基本理念

農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に関する基本理念を定めた。（第二条関係）

4　定義（第二章関係）

この章における「農林漁業者等」、「農林水産物等」、「農林漁業及び関連事業の総合化」、「総合化事業」、「研究開発・成果利用事業」及び「産地連携野菜供給契約」を定義した。（第三条関係）

5　農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に関する基本方針

農林水産大臣は、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に関する基本方針を定めることとした。（第四条関係）

6　総合化事業計画の認定等

㈠　農林漁業者等は、総合化事業に関する計画を作成し、これを農林水産大臣に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けることができることとした。（第五条及び第六条関係）

㈡　総合化事業計画には、認定を受けようとする農林漁業者等以外の者の行う措置に関する計画を含めることができることとした。（第五条第四項関係）

7　研究開発・成果利用事業計画の認定等

研究開発・成果利用事業を行おうとする者は、研究開発・成果利用事業に関する計画を作成し、これを主務大臣に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けることができることとした。（第七条及び第八条関係）

8　農業改良資金融通法の特例

㈠　認定総合化事業に農業改良措置を支援するための措置が含まれる場合に、6の㈡の農林漁業者等以外の者が行う当該措置を農業改良措置とみなして、農業改良資金融通法の規定を適用することとした。（第九条第一項関係）

㈡　認定総合化事業を行うのに必要な農業改良資金の償還期間及び据置期間を延長することとした。（第九条第二項関係）

9　林業・木材産業改善資金助成法の特例

㈠　認定総合化事業に林業・木材産業改善措置を支援するための措置が含まれる場合に、6の㈡の農林漁業者等以外の者が行う当該措置を林業・木材産業改善措置とみなして、林業・木材産業改善資金助成法の規定を適用することとした。（第一〇条第一項関係）

㈡　認定総合化事業を行うのに必要な林業・木材産業改良資金の償還期間及び据置期間を延長することとした。（第一〇条第二項及び第三項関係）

10　沿岸漁業改善資金助成法の特例

㈠　認定総合化事業に近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入を支援するための措置が含まれる場合に、6の㈡の農林漁業者等以外の者が当該措置を行うのに必要な一定の資金を沿岸漁業改善資金助成法第二条第二項の経営等改善資金とみなして、同法の規定を適用することとした。（第一一条第一項関係）

㈡　認定総合化事業を行うのに必要な一定の経営等改善資金の償還期間及び据置期間を延長することとした。（第一一条第二項及び第三項関係）

11　農地法の特例

認定総合化事業計画又は認定研究開発・成果利用事業計画に従って農地を農地以外のものにする場合には、農地法第四条第一項の許可があったものとみなすこと等とした。（第一二条関係）

12　酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の特例

認定総合化事業計画に従って行われる草地の形質の変更であって、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の規定による届出をしなければならないものについては、当該規定による届出をしたものとみなすこと等とした。（第一三条関係）

13　都市計画法の特例

市街化調整区域内において認定総合化事業計画に従って行われる開発行為は、都市計画法第三四条の規定の適用については、同条第一四号に掲げる開発行為とみなすこと等とした。（第一四条関係）

14　食品流通構造改善促進法の特例

食品流通構造改善促進機構が、食品の製造等の事業を行う者が実施する認定総合化事業又は認定研究開発・成果利用事業に必要な資金の借入れに係る債務保証等の業務を行うことができることとした。（第一五条関係）

15　野菜生産出荷安定法の特例

認定総合化事業計画に従って産地連携野菜供給契約に基づく指定野菜の供給の事業を行う者を登録生産者とみなして、野菜生産出荷安定法第一二条の規定を適用することとした。（第一六条関係）

16　種苗法の特例

農林水産大臣は、認定研究開発・成果利用事業の成果に係る出願品種に関する品種登録出願について、その出願者が一定の要件を満たす者であるときは、出願料を軽減し、又は免除することができること等とした。（第一七条関係）

17　農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に関する国等の施策等

農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に関する国及び地方公共団体の施策等について定めた。（第一八条～第二〇条関係）

18　定義（第三章関係）

この章における「地域の農林水産物の利用」を定義した。（第二五条関係）